HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	大学演習林の直営労働組織のあり方について ： 雨竜演習林を事例として
Author(s)	秋林, 幸男
Citation	北海道大学演習林試験年報, 1, 6-7
Issue Date	1984-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/72629
Type	departmental bulletin paper
File Information	1982_1-3.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

Ⅰ－3　大学演習林の直営労働組織のあり方について

――雨竜演習林を事例として――

秋　林　幸　男

はじめに

第二次臨調・行政改革のもとで国立大学の演習林は，農場とならんでそのあり方が問われている。他方，北大演習林では，昨年度「将来計画」を改訂し，昭和41年以来実行されてきた「経営試験」を新たな段階へ移行させようとしている。ここでは，大学演習林をとりまく状況について素描し，大学演習林の行っている事業の位置づけおよびその実行形態，そして，公務員制度のあり方に関わって行政改革で強調されている民営化について雨竜演習林の例を報告し，問題点を明らかにしたい。

第二次臨調・行政改革と大学演習林

昭和56年３月に第二次臨調が発足して以来，教育・社会福祉も聖域ではないとし，同年７月の第二次臨調の中間報告と前後して，行政管理庁は国立大学を対象にして行政監察を実施した。北大演習林もその対象として取り上げられ，全国では12大学の演習林で実態調査が行われている。その報告書[1]では，農場とならんで大学演習林の配置と「合理化」問題が中心となっている。この報告の演習林に関する部分の特徴は，林学科のない大学の演習林のあり方にふれるとともに，視点を保有面積と教官・学生数との対比およびその宿泊利用状況，〝試験地・見本林〟の設定状況などに極限しており，大学演習林の充実をはかってその利用価値を高めるという視点がまったく欠除していることであろう。その最終的な結論は大学演習林の「利活用」が不十分であるとし，他大学との共同利用の「確立」を指摘しつつ，全体として大学演習林の規模の縮小と再編による「利用の効率化」を示唆している。

上に述べたことのほかに大学演習林をとりまく条件として，国家財政に規定されて一般会計からの繰り入れ額が低下傾向にある国立学校特別会計の動向と定員管理・第二次臨調答申にもとづく公務員制度の検討あるいは定員外職員の雇用制度のあり方などの問題も注目すべきであろう。

大学演習林の機能「利活用」は，確かに「行管報告」にいうように学生実習あるいは狭い意味での教官の研究を含むものであるが，決してそれにとどまるものではない。大学が大規模な演習林を所有する本来的意義は，教育研究とその実践＝森林経営とが整合性を保つことにある[2]。教育・研究と実践＝森林経営との相互の緊張関係の持続，実践に裏打ちされた教育・研究の遂行と研究に裏打ちされた実践＝森林経営の遂行が大学演習林の利用価値を高めるものにほかならない。現在の大学演習林は，萌芽的であれ，森林の維持・管理あるいは経営をいわゆる経営試験・施業研究として取り組んでいる大学が多くなっていることが特徴である。例えば，東大演習林では「林分施業法」，九大演習林では掌状作業法をはじめとする各種作業法，北大演習林では新たな段階へ入ろうとする経営試験などのいわば事業的規模での施業研究がそれである。

大学演習林の事業と民営化

大学演習林の本来的意義から考えるならば，その事業は，単に森林を保全し，教育の場として整備するばかりではなく，経営試験あるいは施業研究を推進する手段として位置づけられる。したがって，大学演習林の事業規模，実行形態およびそれを担う労働組織のあり方はこうした視点からも検討されるべきであろう。

だが，大学演習林の事業規模や保有面積はこれまでの長い歴史経過の中で枠組がつくられ，直営実行を基本としながらも，一部には請負も導入されている。事業別にみると，育林事業では全般的に直営実行が多いが，下刈・地拵などの一時的に大量に労働力を投入する作業では請負が導入されている場合がある。素材生産事業は直営が大部分であるが，事業規模と労働力，そして予定価格作成事務能力も考慮して請負が導入され，立木処分を実行している大学もみられる。土木事業では，施設整備費による林道新設は請負工事で実行されることが多い。一部の条件を整えた大学演習林では林道新設も直営で行い，路線選定，設計および施行に工夫を加え，工事費ばかりでなく，維持費の効率化を図っている。

ここで大学演習林の事業の実行形態をより具体的にみるために一つの事例として北大雨竜地方演習林をとりあげてみよう。ただ雨竜演習林は，北大の中では最も直営部分の少ない地方演習林である。リースは，事業の責任主体が演習林ではあるが，大型機械とともにそのオペレータも借り上げるものであるから，請負とともに民営化の一種と考えた。素材生産事業では昭和39年ごろから請負が導入され，昭和57年度の請負の比率（金額）は76%であり，立木処分まで含めると収穫に関わる事業のほとんどが民営化されていると考えてよい。昭和40年代後半から林道の路面作設，地拵，地掻きにブルドーザ，砂利敷にダンプのリースが導入され，また，昭和50年前半には計画量を上回わる新植のために下刈が一部請負で行れるようになった。ちなみに，土木事業・育林事業における昭和57年度の民営化率は12%・19%になる。このような民営化の進行は，大学の中で進行している定員削減の強行を含む諸政策の反映であり，同時にこの10年余の雨竜演習林特有の受身の運営の集積でもある。言葉をかえると，現在の直営事業は今後の経営試験を遂行するための直営労働組織を維持する最小限の規模と考えられている。

お わ り に

大学演習林の直営労働組織は，大学によっても異なるが，定員内職員と定員外職員（雇用期間は1日～12ヶ月）を二大支柱にして編成されている。しかしながら，各大学とも一様に定員削減と予算の相対的な減少，さらに，行政指導などによる「定員外職員」の「雇用枠」の強制などによって直営労働組織の維持が困難になりつつある。これに加えて，第二次臨調答申にもられた公務員制度の検討による「技能・労務職員の……事業・業務の……民間委託」の積極的推進は，最近の「定員外職員の雇用の長期化防止」の強化とあいまってその直営労働組織の維持を困難にさせつつある。そうした意味で，大学演習林は，事業的規模での経営試験，施業研究のあり方をめぐって重要な局面を迎えていると思われる。雨竜演習林についてもこの視点から，事業実行のあり方，とくに直営労働組織の位置づけを中心に総体的に検討し再構築してみたい。

参 考 文 献

1) 行政管理庁 「国立大学及び国立大学共同利用機関に関する行政監察結果報告書」 昭和57年6月
2) 小鹿勝利 「戦前期における国有財産整理事業と大学演習林」 北大演研報第37(3) 1980年